

甲賀市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所については、建物の老朽化が著しいことから、多羅尾区が管理する多羅尾草の根ハウスへ移転し、今後の診療を継続することとなったため、条例の一部を改正するものです。

また、甲賀市が運営する公立病院として国民健康保険の趣旨に基づき病院事業を実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、条例にその旨を明記するものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所の位置を現在の診療所のある「甲賀市信楽町多羅尾 2014 番地」から移転先となる多羅尾草の根ハウスの所在地である「甲賀市信楽町多羅尾 1918 番地 2」へ改めます。

【第 1 条関係】

(2) 病院事業は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の規定に基づく事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民健康保険の健全な運営に貢献する旨を明記します。

【第 2 条関係】

(3) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

当該出張診療所開設には、多羅尾区所有の土地、建物を無償賃借しますが、光熱水費として一定金額（1,000 円／月）を支払う予定です。